

結核定期健康診断実施要領（一部 接触者・管理健診も共通）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、感染症法）第53条の2により実施する。

1 結核定期健康診断

本市における結核に係る定期の健康診断（以下、結核健康診断）は、学校や職場等で健診機会のない15歳以上の方々を対象に実施しており、そのうち65歳以上の方（年度中に65歳に達する者も含む）は、年1回の結核健診を受診することが感染症法において義務づけられているところであるが、近年、結核罹患率や結核死亡率の低下等により受診率の鈍化及び受診者の固定化が見られる。

こういった現状の中にあっては、長期未受診者層や地域事情の分析をし、受診勧奨や、他の健康診断と共に催すなど、結核健康診断受診率の向上に向けた創意工夫をすることが重要である。

(1) 事業実施計画

保健所感染症対策課は、結核健康診断実施に先立ち管内の結核事情を充分把握のうえ、これに基づき、健康増進法等担当部署、保健福祉センター等と緊密な連携をとり計画を策定する。

(2) 健康診断の項目

胸部エックス線撮影

(3) 対象者

大阪市に居住する15歳以上の者（感染症法において結核健康診断を実施することが義務付けられている学校、医療機関等、施設の従事者及び学生、施設の入所者を除く。）

(4) 実施の日時、回数、場所

保健所感染症対策課は、毎年11月頃に翌年度分の実施場所、実施日時、回数について各区保健福祉センターへ照会し、調整の上決定する。

(5) 周知・宣伝

周知及び宣伝は、本事業の成績に大きく影響するので、結核健康診断の案内は区の広報紙等に掲載する。

(6) 胸部エックス線検診車の配車依頼について

保健所感染症対策課は、毎年1月頃に翌年度分の配車希望について各区保健福祉センターへ照会し、調整の上決定する。

配車決定後の追加等については、事前に保健所感染症対策課へ配車可能かを問合せした上、「胸部エックス線検診車の配車の追加・中止・変更について（依頼）」（様式2-5）を保健所感染症対策課へ提出する。保健所感染症対策課は、調整の上決定する。

(7) 診療放射線技師の派遣依頼について

毎年11月頃に翌年度分の結核健康診断実施について各区保健福祉センターへ照会し、調整の上決定する。

別途、保健福祉センターで胸部エックス線撮影を実施する場合（中止・変更する場合を

含む）の診療放射線技師の派遣に対しては、事前に放射線技術検査所と日程調整をした上で、「放射線技師の派遣について」（依頼）（様式2-4）を健診実施3開序日前までに、放射線技術検査所と保健所感染症対策課へ提出する。

なお、可搬型撮影区については、可搬型撮影機器の日程調整が必要となるため、事前に保健所感染症対策課へ連絡し空き状況を確認すること。

（8） 健康診断実施時の留意事項

- ・道路交通法により駐停車、進入許可等の必要な場合は、事前に所轄警察署の道路使用許可等をとり、必要に応じて建設局長あて道路使用届出書等を提出する。
- ・案内板については、必要に応じて健診会場に設置すること。

（9） 健康診断業務内容（接触者・管理健診も共通）

サーバ設置区：北区・港区・天王寺区・淀川区・生野区・住吉区・平野区・西成区

可搬型撮影区：都島区・福島区・此花区・中央区・西区・大正区・浪速区・西淀川区・東淀川区・東成区・旭区・城東区・鶴見区・阿倍野区・住之江区・東住吉区

① 撮影について

＜全区共通＞

- a. 「健康診断問診票」（様式2-2）により受付けて、受診番号を記入し、「結核健診を受診された方へ」（様式2-3）を交付する。撮影番号は受診番号と同じ番号とする。また、受診者の電話番号は「健康診断問診票」（様式2-2）に必ず記入する。
- b. 「健康診断問診票」（様式2-2）に記載の住所が大阪市であるか必ず確認する。（結核健康診断は大阪市に居住している方が対象）
- c. インスリンポンプ・持続グルコース測定器は放射線の影響を受ける可能性があるため、機器を取り外した状態で撮影する。
- d. 撮影機器の管理上、健診場所の温度管理（28°C）が必要なため、空調機が集中管理の場合については、各区健診担当者において稼動を行う。

＜可搬型撮影区＞

診療放射線技師は、混雑状況により健診管理医師に確認の上、撮影準備ができ次第、撮影開始予定時間より早く撮影することを可能とする。また受診者の人数が30人を超える等、終了予定時間を超過すると判断される場合は、着衣のまま撮影を可能とする。

（ブラジャーは着けたままで撮影する。但し肺野にかかるボタン・ネックレス等は除く。）

② 撮影データについて

＜サーバ設置区＞

読影装置にて、データ保管・管理を行う。

＜可搬型撮影区＞

健診当日に診療放射線技師が、CD-Rを1枚作成しマスターデータとして区で保管する。

ただし、健診人数が多い場合など健診当日に作成できない場合は、次の健診実施区にてCD-Rを作成し、診療放射線技師が持参する。

③ 読影について

<サーバ設置区>

各区において結核定期健康診断当日に、健診管理医師が1次読影を行い、読影結果を「健康診断問診票」(様式2-2)・「接触者健診個人票」(様式6-8)・「胸部エックス線検査個人票」(様式5-12)(以下、「健康診断問診票」等という)に記入する。「健康診断問診票」等の原本が二重読影の際に必要になるので、健診終了後に、撮影データと一緒に遅送にて即日保健所感染症対策課へ送付する。

- ・1次読影終了後に、保健所感染症対策課医師が概ね一週間以内に保健所感染症対策課読影室において2次読影を行い、「健康診断問診票」等に2次読影の所見内容を記入する。

(保健所感染症対策課読影室の予約は、Outlookのスケジューラーで、保健所感染症対策課医師が各自予約を行う。)・2次読影の際使用した、「健康診断問診票」等は遅送にて各区へ返送する。

- ・各区事務担当者は返送された「健康診断問診票」等の返送物を確認後、速やかに各区管理医師へ最終判定の依頼を行う。
- ・各区管理医師は、二重読影の所見内容を確認し最終判定を行う。

※詳細については、別途定める。

<可搬型撮影区>

- ・結核定期健康診断当日に健診管理医師が1次読影を行い、(健診会場において可搬型読影装置にて読影が可能。読影結果を「健康診断問診票」等に記入する。ただし、健診管理医師が当日読影される場合は、健診時間の範囲内とする。)撮影データ、「健康診断問診票」等の原本を保健所感染症対策課へ委託業者が搬送する。
- ・結核健診当日に読影が困難な場合、保健所感染症対策課でも健診実施翌々日から読影が可能。その場合は「健康診断問診票」等に保健所感染症対策課にて1次読影する旨を記入する。

(保健所感染症対策課読影室の予約は、Outlookのスケジューラーで、健診管理医師が各自予約を行う。)

- ・1次読影終了後に、保健所感染症対策課医師が概ね一週間以内に保健所感染症対策課読影室において2次読影を行い、各区保健福祉センターへ2次読影の際使用した「健康診断問診票」等を送付する。ただし、健診管理医師が保健所感染症対策課で読影する場合、健診管理医師が読影終了後に遅送にて各区へ送付する。
- ・各区事務担当者は返送された「健康診断問診票」等の返送物を確認後、速やかに各区管理医師へ最終判定の依頼を行う。
- ・各区管理医師は、二重読影の所見内容を確認し最終判定を行う。

※詳細については、別途定める。

留意事項

- (1) 1次読影者と2次読影者の所見内容が異なる場合

所見内容の最終判定は、健診実施区管理医師が行うこととし、紹介状等の作成も行う。

(2) 医療機関紹介が必要な場合の対応

二重読影を基本とするが、1次読影の時点で明らかに発病が疑われるなど緊急を要する場合は、2次読影を省略することができる。その際には、「健康診断問診票」等にその旨を記録する。

また、LTBI 治療のための医療機関紹介についても同様の取り扱いとする。

(3) 西成区本館、分館については毎日健診（結核定期健康診断）を実施していることと、あいりん健診を含め即日読影であることから、現状の体制では二重読影の実施が困難なため対象から除く。

④ 撮影データの提供について

<サーバ設置区>

サーバ設置区の保健福祉センターで撮影した画像データを提供する場合は、保健福祉センターにて CD-R に出力し提供する。CD-R は複製であり画像データの提供となるため、返却は不要とする。

<可搬型撮影区・検診車>

保健福祉センター・検診車で撮影した画像データを CD-R で提供する場合は、保健所感染症対策課に連絡のうえ、「デジタル画像データ（CD-R）作成依頼書」（様式 2-11）を保健所感染症対策課へメールで送付すること。なお、CD-R は複製であり画像データの提供となるため、返却は不要とする。

⑤ 可搬型撮影機器搬送について（可搬型撮影区のみ）

搬送業務が業者委託の為、通送物の收受の際には、「集配記録票」（様式 2-12）の本市担当者欄へ放射線技師または区担当者は、押印またはサインが必要になる。

また、東成区・旭区・住之江区の保健福祉センター分館への搬入にあたっては、分館は無人であるため、分館に向かう前に委託業者運転手より区担当者に到着予定時刻の電話連絡が入るので、その後、分館において通送物の引受を行う。

⑥ 駐車場の確保について（可搬型撮影区のみ）

- ・午前に健診がある場合・・・当日の 11:30～13:00
- ・午後に健診がある場合・・・当日の 13:00～16:30
- ・翌日最初に健診がある場合・・・当日最終健診終了時間の 1 時間後から 2 時間後
- ・休日に健診が行われた場合の翌開庁日は、可搬型撮影装置の搬送が 9:00 から 10:00 となるため、休日に健診を行った区は 9:00 から 10:00 の間及び、次回健診実施区は 9:30 から 10:30 の間、駐車場の確保が必要。

⑦ 接触者健診について

<サーバ設置区>

胸部エックス線撮影については人数制限なし。

「結核関係各種健診連絡票（様式 6-4）」を健診の 2 開庁日前の午前 10 時までに保健衛生検査所及び放射線技術検査所あてにメールにて送付する。

なお、未就学児のエックス線撮影がある場合は、様式下部の連絡事項欄に年齢・人数

等を記載する。

＜可搬型撮影区＞

接触者個別健診（胸部エックス線撮影の場合）の人数を10人までとする。

接触者集団検診については、原則結核健康診断後の接触者健診では実施せず、接触者健診のみ設定されている日で実施する。ただし、接触者個別健診が10人に満たない場合は実施可能とする。

「結核関係各種健診連絡票（様式6-4）」を健診の2開庁日前の午前10時までに保健衛生検査所、放射線技術検査所及び保健所感染症対策課あてにメールにて送付する。

なお、未就学児のエックス線撮影がある場合は、様式下部の連絡事項欄に年齢・人数等を記載する。

※メールの件名は「結核関係各種健診連絡票の送付について」で統一すること。

⑧ 精密検査対象者への連絡等について

健診を受けてから約2週間以内に電話連絡を行うこと。

また、以下ア～カを準備し、精密検査が必要と判断したことについて、保健福祉センター管理医師が説明を行い、紹介状一式（ア～カ（才を除く））を手渡し、早期に受診するよう勧める。胸部エックス線データ等の提供にあたっては、「胸部エックス線データ提供票」（様式2-9）の提出を求める。

喀痰検査や胸部エックス線検査で結核発病が明らかな場合は、速やかに、結核指定医療機関への受診を勧め、LTBI治療か結核治療かいずれの結果となったのか、主治医の診断結果を確認する。

ア. 「紹介状」（様式2-7）

イ. 「回答書」（様式2-8）

ウ. 返信用封筒

エ. 胸部エックス線データ等

オ. 「胸部エックス線データ提供票」（様式2-9）

カ. 「精密検査で医療機関を受診される方へ」（様式2-15）

（「健康診断問診票」等の診療用放射線の説明済の□にチェックを入れる。）

（10）事業実施報告

「健康診断問診票」（様式2-2）等を照合のうえ「結核予防事業報告書」（様式8-3）を作成し、所定の決裁を経る。

2 結核健康診断報告

結核の現状把握と今後の結核予防対策の資料とするため、「結核に係る定期健康診断実施報告書」（様式2-1）と「結核予防事業報告書」（様式8-3）の報告がある。

（1）結核健康診断実施報告書

感染症法第53条の2に規定されている結核健康診断実施義務のある学校、医療機関、施設は、健診終了後に感染症法第53条の7に基づき、「結核に係る定期健康診断実施報告書」（様式2-1）を保健所感染症対策課または各区保健福祉センターへ報告する必要がある。「結核に係る定期健康診断実施報告書」（様式2-1）は、大阪市ホームページより、原則「大阪市行政オンラインシステム」で電子申請により報告する。なお、「大阪市

行政オンラインシステム」により申請できない場合は、ホームページより「結核に係る定期健康診断実施報告書」（様式2-1）を印刷し必要事項を記入のうえ、郵送やFAX等により報告する。

保健所感染症対策課は、結核健康診断実施状況について集約し、集計結果を各区保健福祉センターに報告する。

結核健康診断を未実施の学校、医療機関、施設や、結核健康診断の実施後その結果報告を未提出の所に対しては、適宜、結核健康診断の実施及び「結核に係る定期健康診断実施報告書」（様式2-1）の提出等を指導する。

(2) 地域保健・健康増進事業報告

保健所感染症対策課は、「結核予防事業報告書」（様式8-3）及び「結核に係る定期健康診断実施報告書」（様式2-1）（4～3月実施分）を集計し、厚生労働省に報告する。